

令和5年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金における圧縮記帳等の適用について

令和7年4月10日

令和5年度補正グローバルサウス
未来志向型共創等事業費補助金事務局

令和5年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金は、TOPPAN株式会社（令和5年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金事務局）から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、国からの補助金を原資としていること等から、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。圧縮記帳等の適用にあたっては、補助対象者から税理士等の専門家にご相談していただきつつ、適切な経理処理の上ご活用ください。

なお、当該補助金のうち、固定資産の取得又は改良のための経費以外の経費を補填する補助金については、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められません。